

ている。したがって、子ども博物館の目玉はプラネタリウムであるといえる。今後、経年劣化により、修繕維持費がかさんでくると予想されるが、魅力ある施設を維持するためにプラネタリウムをはじめとする設備の維持更新計画が必要である。

(2) 人員構成

平成 15 年度で言えば、総務班の全職員に対する比率は 33.3% である。

表 4-9 人員構成

(単位：人)

区分	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
[人数]					
総務班	5	6	6	6	6
総務班以外	12	12	12	12	12
職員計	17	18	18	18	18
[構成比]					
総務班	29.4%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
総務班以外	70.6%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%
職員計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 各年 4 月 1 日現在の人員を記載している。

3 ベンチマークや類似施設との比較分析

子ども博物館の近隣類似施設と比較分析をおこなった。

また、規模等は異なるものの児童会館の機能を持ち、かつ、子ども博物館が理想としている博物館をベンチマークとして比較分析をおこなった。

(1) 近隣類似施設との事業比較

地理的に近い類似施設があれば、少なからず影響を受ける。平成 16 年 7 月に開設したばかりであるが、もっとも近隣にある自然科学学習館（秋田市拠点センター（アルヴェ）内）と比較する。自然科学学習館に児童会館的機能はないため、ここでは、児童会館の機能は記載せず、博物館機能のみで比較している。

表 4-10 子ども博物館と自然科学学習館の事業比較

	子ども博物館	自然科学学習館
<場所>	秋田市山王	秋田市仲通（秋田駅前）
<開設>	昭和 55 年 4 月	平成 16 年 7 月
<面積>	2,058 m ²	670 m ²
<入場料>	無料	無料（ただし、ワークショップ参加費は実費負担、特別事業開催時は適宜定める）
<展示>	第 1 展示室 142 m ² （プラネタリウムあり） 第 2 展示室 145 m ² 1F 創作展示コーナー 84 m ² 2F 展示コーナー 59 m ²	5F 展示スペース 340 m ²
<ワークショップ等>	木工室 142 m ² 創作陶芸室 142 m ² 科学実験室 89 m ² 音楽室 126 m ²	4F ワークショップスペース 240 m ²
<図書室>	202 m ² 図書 2,600 冊 パソコン 4 台	4F ワークショップスペース内に図書閲覧・映像視聴コーナーあり。 蔵書は約 400 冊。 ノートパソコン 45 台（常時利用可能なのは数台のみとしている）
<共通点>	児童を対象に自然科学に触れる機会を提供	
<相違点> 対象年齢	設立当初は小中学生。 現在は、乳幼児から小学校低学年。	小中学生
<相違点> サービス提供相手	県民全体が視野	特別メニューは秋田市民が前提。 具体的には、IT を活用した参加体験型の施設であり、秋田市内の小中学校に対し、平日授業の利用メニューがある。
<相違点> その他	児童会館との併設 木工室等があり、施設の持つ設備を利用し、制作活動機会の提供という意味で充実	常時スタッフがおり、展示物などの楽しみ方を直接いつでも助言・指導

（注）自然科学学習館の内容は、パンフレット、拠点センター設置準備段階の資料により記載している。

設備の規模、サービス提供対象等の相違点はあるものの、類似した機能をもつ施設であることがわかる。自然科学学習館は開設したばかりであり、質ないし評判の面では今後の活動状況がわからなければ比較できない。しかし、少なくとも近隣にある類似施設という点で、子ども博物館の博物館機能そのものの存在意義は、以前と比べれば相対的に落ちざるをえない。この点で、子ども博物館に対して他の類似施設にない独自の機能を問われてい

くことになり、今後、施設を維持していく上で、近隣類似施設との重複を避けた機能の整備が求められる。

(2) ベンチマークとの比較分析

子ども博物館の理想としている博物館として、栃木県子ども総合科学館（以下、文中においては「栃木子ども科学館」と記載している。）が挙げられた。

栃木子ども科学館は、児童会館と同じく児童福祉法の適用を受ける大型児童館でありながら、子ども博物館と同じく科学的内容を併せ持つ県立（財団法人）の施設である。

①施設規模の機能比較

表 4-11 子ども博物館と栃木子ども科学館の機能比較

	子ども博物館	栃木子ども科学館
<場所>	秋田県秋田市	栃木県宇都宮市
<開設>	昭和 55 年 4 月	昭和 63 年 5 月
<面積>	敷地 3,943 m ² 建物 5,672 m ² (延床面積) 内、子ども劇場 2,756 m ²	敷地 177,000 m ² 建物 10,000 m ² (延床面積)
<建設費>	建物 15 億円	建物・屋外施設 46 億円 展示品 15 億円
<入場者>	平成 14 年度 115 千人 平成 15 年度 120 千人	平成 14 年度 448 千人 平成 15 年度 455 千人
<団体利用者の地域別>	秋田県内。ほとんどが秋田市（秋田市が 7 割程度）	栃木県が多いが、県外からも入館が多い（県外が 4 割程度）
<入場料>	無料（子ども劇場の貸館以外）	展示 大人 520 円、子供 210 円 プラネタリウム 大人 210 円、子供 100 円
<予算> 平成 15 年度	歳入 8,930 千円 歳出 57,355 千円 行政コスト 183,183 千円（平成 14 年度の純行政コスト）	入場料収入 88,055 千円 総予算 586,614 千円
<職員数>	18 人	54 人
<展示>	第 1 展示室 142 m ² （プラネタリウム収容人数 44 席を含む） 第 2 展示室 145 m ² 1F 創作展示コーナー 84 m ² 2F 展示コーナー 59 m ²	常設展示室 3,683 m ² 特別展示室 221 m ² プラネタリウム室 303 m ² (収容人数 300 席) 天文台ドーム直径 6.56m
<展示数>	常設展示物 26 点	常設展示物 225 点
<ワークショップ>	木工室 142 m ² 創作陶芸室 142 m ²	工作室 125 m ²
<その他>	科学実験室 89 m ² 図書室 202 m ² (図書 2,600 冊、パソコン 4 台) 音楽室 126 m ² 子ども劇場 2,756 m ²	物理化学生物等実験室 17 m ² 教室 2 室 143 m ² 多目的ホール 313 m ²

(注) 1. 子ども博物館の内容は、児童会館も含めて記載している。

(注) 2. 栃木子ども科学館の内容は、パンフレット、栃木子ども科学館作成の年報、子ども博物館職員の聞き取り調査により入手した数値により記載している。

子ども博物館は、児童会館機能として子ども劇場を有しているのに対して、栃木子ども科学館は、広大な敷地に屋外遊具が充実し、かつ、建物内の博物館機能が充実しているという相違点がみられる。規模としては、建物床面積で約 2 倍、入場者数で約 4 倍など、栃木子ども科学館のほうが大きい施設である。

②財務情報の比較

子ども博物館職員による聞き取り調査で入手した財務情報において、両施設を比較する。

表 4-12 財務情報

基礎数値		子ども博物館	栃木子ども科学館
a	行政コストまたは総予算 (千円)	192,414	586,614
b	人件費 (千円)	125,506	250,000
c	入場料収入 (千円)	9,231	88,055
d	純コスト (千円)	183,183	498,559
e	入場者数 (人)	115,385	455,623
f	職員人数 (人)	18	54
g	建物延べ床面積 (㎡)	5,672	10,000

(注) 1. 子ども博物館の数値は平成 14 年度行政コスト計算書より作成している。

(注) 2. 栃木子ども科学館の数値は子ども博物館職員の聞き取り調査により入手した平成 15 年度の数値及びパンフレットより作成している。

表 4-13 財務情報による比較

比較項目		子ども博物館	栃木子ども科学館
a/e	入場者 1 人当たり予算(円)	1,668	1,287
d/e	入場者 1 人当たり純コスト(円)	1,588	1,094
b/f	職員 1 人当たり人件費(千円)	6,973	4,630
b/e	入場者 1 人当たり人件費(千円)	1,088	549
e/g	建物 100 m ² 当たり入場者数(人)	2,034	4,556

児童館機能を重視した事業活動を主に提供する場合と博物館機能を重視した施設機能を主に提供する場合とではコストのかかり方が異なる面もあるが、入場者 1 人当たり予算は子ども博物館のほうが大きい。また、入場者 1 人あたり純コストで比較しても同様である。

職員 1 人当たり人件費は、子ども博物館のほうが大きく、人件費の高さが目立つ。入場者 1 人当たり人件費を比較すると、入場者 1 人当たり予算及び入場者 1 人当たり純コストが大きくなっている要因は、人件費の影響であることがわかる。

ちなみに、平成 13 年度の栃木子ども科学館の年報によると、栃木子ども科学館の総務比率は 17.3%となっており、子ども博物館の総務比率 33.3%と大きな差異がある。

表 4-14 栃木子ども科学館の人員構成

(単位：人)

区分	派遣	常勤	非常勤	計
[人数]				
館長・副館長	1	1	—	2
管理課	2	2	3	7
育成課	2	2	3	7
企画普及課	3	2	19	24
展示天文課	2	4	6	12
職員計	10	11	31	52
[構成比]				
総務	30.0%	27.3%	9.6%	17.3%
総務以外	70.0%	72.7%	80.4%	82.7%
職員計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(平成 13 年度の栃木子ども科学館の年報を一部加工して作成。)

(注) 構成比の総務は、館長・副館長、管理課の合計である。

子ども博物館は、貸館として子ども劇場を利用する場合を除き、無料としており、入場者数増加の優位性がある。しかし、建物 100 m²当たり入場者数を比較すると、子ども博物館のほうが少なくなっている。

以上より、理想的な施設とするための今後の方向性として、来館者を増やす（来館者が増加するようなより魅力ある施設にする）か、あるいは、人件費の削減を目指すことが望まれる。

③設備維持修繕費の比較

「1 利用者の分析(5)入館者の要望からの分析」及び「2 財務・人員の分析(1)決算支出」でみたように、子ども博物館の設備は老朽化している。ベンチマークとなる栃木子ども科学館の設備の更新状況と比較し、魅力ある施設とするためにどれほどのコストをかけているかを明らかにする。

表 4-15 栃木子ども科学館の設備維持修繕費

(単位：千円)

項目	金額
プラネタリウム及び天文台の維持管理	24,000
プラネタリウムのシステム更新	110,000
展示（大型・複雑な展示物の保守）	30,000
展示（その他展示物の修理）	6,000
合計	170,000
総予算	586,614
総予算に占める維持修繕費の割合	29.0%

(子ども博物館職員の聞き取り調査により入手した平成 15 年度の数値を一部加工して作成。)

栃木子ども科学館では、開館後 5 年を経過した平成 4 年度から平成 9 年度にかけて、毎年 1 億円かけて、6 つの展示コーナーを 1 コーナーずつ更新した。更新が一巡したその後、平成 10 年度から平成 12 年度の更新は休止したが、平成 13 年度からコーナー単位の 1 億円程度の更新を再開した。平成 15 年度はプラネタリウムのシステムの更新が必要と判断し、展示コーナーの更新を見合わせ、プラネタリウムのシステムの更新を 1 億 10 百万円で実施

した。財政事情もあり、今後は1年おきに実施することとし、平成16年度は大規模更新を見合わせた。

「2 財務・人員の分析(1)決算支出」でみたとおり、子ども博物館の設備維持費は、プラネタリウム・展示室の保守点検（不具合がないことの点検確認）で毎年度3百万円となっている。栃木子ども科学館は県外からの来館者も多く、魅力ある施設になっていると思われるが、比較すると、設備更新の方針に明らかな違いが見られる。

4 今後の方向性についての提言

子ども博物館は、児童会館と併設されていることから、組織的観点と役割・機能的観点について、今後の方向性を検討する。

(1) 児童会館と子ども博物館の組織上の一元化（統合）

児童会館と子ども博物館はひとつの建物のなかで便宜上その機能を区分しているにすぎず、来館者にはその区別ができない。このような施設の形態となったのは、昭和54年の国際児童記念事業の一環として全国に「公立子ども博物館」を整備する方針が打ち出され、当時構想していた児童会館の性格機能が子ども博物館の補助要件と合致したことから、結果として58,000千円の補助金を受けたことを契機としている。なお、児童会館としては補助金を受けていない。現状では、県の組織上では、児童会館は健康福祉部子育て支援課の所管となっており、子ども博物館は教育委員会の教育機関となっている。

いわば二枚看板となっている施設であるが、このことが来館者にとって悪影響を及ぼすことはないものの、組織上二分化していることから、情報連絡経路が二系統あり、予算措置等二重の事務負担が生じていることになる。従って、所属組織を一元化し、事務の効率化を図るべきである。

なお、一元化する組織としては、子ども博物館よりも児童会館としての事業規模が大きいことから、健康福祉部子育て支援課の所管とすることが実態に合致している。そこで、法令上、所管変更の可能性及び必要要件を検討する。

子ども博物館は補助金を受けて取得した財産であり、その処分制限期間は60年である（社会教育施設の公立博物館、鉄筋コンクリート造）。子ども博物館では、処分制限期間

を経過していない。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）において、政令に定める処分制限期間を経過したこと等の場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用等をしてはならない旨が定められている。この承認に関して、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成 10 年 3 月 31 日、生涯学習局裁定、平成 16 年 3 月 31 日改正）（以下、「裁定」という。）により、次の①～③の要件を充たすものであって、これに定める転用等に該当する場合について、文部科学大臣に報告書の提出があったときは、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱われる。

- ① 財産処分がやむをえない事情によるものであること。
- ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。
- ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。

「裁定」及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要項」に従うと、今回のケースとして、以下の 2 つの転用が考えられる。

- ① 施設の全部を、公的施設（児童館等の児童福祉施設等）に無償で転用する（条例設置）場合で、転用する施設の従前に行ってきた社会教育活動を確保する場合。
- ② 施設（登録博物館）の全部を、博物館相当施設または博物館類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。

なお、地方公共団体の設置する登録博物館（博物館法でいう博物館）である要件は、博物館として目的を達成するために必要な、博物館資料があること、館長・学芸員その他の職員を有すること、建物及び土地があること、1 年を通じて 150 日以上開館すること、設置に関する条例があること、教育委員会の所管に属することである（博物館法第 4 条、第 12 条、第 18 条、第 19 条）。また、博物館相当施設とは、都道府県の教育委員会が文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものである（博物館法第 29 条）。登録要件は、博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること、博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること、学芸員に相当する職員がいること、一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること、1 年を通じて 100 日以上開館することである（博物館法施行規則第 19 条第 1 項）。博物館類似施設とは、博物館法に規定はなく、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館の事業と同種の事業を行う施設であるとされている。

転用のケース①（子ども博物館を児童会館に転用）の場合、子ども博物館が登録博物館でなくなるため、登録博物館の機能を他の運営主体（例えば、秋田県立博物館。以下、「県立博物館」という。）に求める必要がある。なお、県立博物館では、「秋田」に関する展示をおこなっており、秋田の自然に関する展示はあるが、一般的な科学的基礎知識や科学技術に関する展示はない。したがって、子ども博物館の展示機能を県立博物館で確保するならば、展示機能を「すべて」県立博物館に移すか、または、「同等以上」の展示を新たに確保することが必要となる。展示機能を「すべて」県立博物館に移すことは、子ども博物館と児童会館が一体となって機能している点で児童会館としての質の低下をもたらすことになるし、また、県立博物館で「同等以上」の展示を新たに設置するのは、コストがかかることになってしまう。

転用のケース②（登録博物館から博物館相当施設または博物館類似施設として転用）の場合、承認を受ける要件として「従前行ってきた社会教育活動を確保すること」及び「住民サービスの低下を招かないものであること」が必要であり、展示機能の存続、学芸員相当職員の配置が必要である。なお、登録博物館ではなくなるため、所管が他の部局へ代わることに問題はない。

以上より、子ども博物館を教育委員会所管の登録博物館から、健康福祉部子育て支援課所管の博物館相当施設または博物館類似施設として転用することがよいと考える。なお、ケース①、②のいずれにおいても、「財産処分がやむをえない事情によるものであること」の要件に該当するののかという点で、関係省庁との協議ないしは確認も必要となろう。

一元化する目的は事務の効率化である。したがって、一元化を契機に人材配置や予算を見直すとしても、結果としてサービスの質が低下することを招かないようにしなければならない。例えば、現状、児童会館は健康福祉部子育て支援課の予算を執行しており、子ども博物館は教育委員会の予算を執行しているが、実施すべき事業をもとに予算を設定すべきであり、単に健康福祉部子育て支援課に一元管理されたからといって博物館の予算規模相当額が単純に削減されてはならない。

(2) 県の施設としての役割・機能の見直し

「1 利用者の分析(1) 事業内容からの分析」でみたように、利用者数に頭打ちの感も否め